

○学生準則施行細則その3「施設・設備等使用について」

昭和39年4月1日

制定

学生準則施行細則その3「施設・設備等使用について」

(目的)

第1条 この細則は、学生準則第24条の規定に基づき、学生の時間割に定める授業以外の本校の施設・設備等の使用について定めることを目的とする。

(使用できる施設・設備等)

第2条 学生が、許可を受けて使用できる施設・設備等は次の各号のとおりとする。

- 一 講義室及びこれに付随する設備
- 二 体育館、武道場、トレーニング室、更衣室、総合グラウンド、野球場、テニスコート、アーチェリー場、器具庫及びこれに付随する設備
- 三 研究室、実験室等、実習工場、各種の演習室等、創造工房及びこれに付随する設備

(許可願)

第3条 学生が、前条各号に定める施設の使用を希望するときは、別紙様式による施設・設備等使用許可願を、学生会クラブ等の学生の場合はその指導教員の、それ以外の場合は当該学生の学級担任(以下「指導教員等」という。)を経て学生課へ提出し、校長の許可を受けなければならない。

- 一 前条第一号に係わる施設
指導教員等と当該講義室学級担任の承認を経て、学生課に提出する。ただし、平日の7時から18時まで(休業日を除く。)を使用する場合は、許可願を必要としない。
- 二 前条第二号及び第三号に係る施設
指導教員等の承認を経て、学生課に提出する。
- 三 前条第四号に係る施設
指導教員等と当該施設を管理する教職員の承認を経た後、学生課に提出する。ただし、授業の一環として当該施設を授業担当教員の承認を受け、平日の7時から20時まで(休業日を除く。)を使用する場合は、許可願を必要としない。
また、指導教員あるいは当該施設を管理する教職員とともに使用する場合はこの限りではない。

(時間外の施設・設備等の使用禁止)

第4条 前条に定める時刻以降及び休業日には、前条の許可を受けた者のほか、本校のすべての施設・設備等の使用は認められない。

2 前条及び前項の規定は、各施設において使用規則等が定められている場合は、その使

用規則等による。

(使用者の責任)

第5条 学生は、本校の施設・設備等の使用に当たって、教職員の指示に従うとともに、その保全に努めなければならない。

2 学生が、本校の施設・設備等の使用中に、当該施設・設備等を故意又は過失によって損傷したときは、弁償の責任を負わなければならない。

附 則

1 この細則は、昭和48年4月1日から施行する。

2 この細則の施行により、学生準則施行規則その4「放課後残留並びに休業日の校舎利用について」は、廃止する。

附 則

この細則は、平成元年3月8日から施行する。

附 則

この細則は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年1月11日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月11日函高専達第35号)

この細則は、平成28年4月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和5年2月16日から施行する。

別表

使用施設・設備等	管理責任者
第2条第一号の施設・設備等	学生課長
第2条第二号の施設・設備等	学生課長
第2条第三号の施設・設備等(情報教育演習室を除く)	当該施設を管理する教員

別紙様式(第3条関係)

指導教員等	
-------	--

(学生課学生係提出)

施設・設備等使用許可願

年 月 日

函館工業高等専門学校長 殿

下記のとおり施設・設備を使用したいので、ご許可願います。

クラブ等名

学科 第 学年

学生氏名(自署)

記

使用施設・設備等				
使用日時	月 日()	時 分から	月 日()	時 分まで
使用目的				
使用者名				

1. 使用許可は1週間を限度とする。
2. 当日の17時以降緊急に施設を使用する事態が生じた場合には、警備員室にこの届けを提出すること。
3. 施設・設備等を汚損又は破損した時は、使用した団体又は個人が弁償するものとする。

学生課長	課長補佐	学生係長	学生係	合 議